

平成 21 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名:電気化学工業株式会社代表 者 名:代表取締役社長 川端 世輝

(コード番号:4061 東証第1部)

問合せ先責任者名:総務部長 吉冨 雅隆

(TEL: 03-5290-5055)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月8日開催の取締役会において、平成21年6月23日開催予定の第150回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行されたことにより、上場会社の株式は一斉に株式振替制度に移行され、いわゆる「株券の電子化」が実施されました。

これに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更をおこなうとともに、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変 更 案
第8条(株券の発行及び種類)	(削除)
当会社は、株式に係る株券を発行する。	
当会社の発行する株券の種類は、取締役会で定	
める株式取扱規定による。	
第9条(単元株式数及び単元未満株券の不発行)	第 <u>8</u> 条(単元株式数)
当会社の単元株式数は、1,000 株とする。	当会社の単元株式数は、1,000 株とする。
当会社は、前条の規定にかかわらず、単元未満	(削除)
株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱	
規定に定めるところについてはこの限りでな	
<u>\\`</u>	

第10条(単元未満株式についての権利)

当会社の株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求 をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式 の割当て及び募集新株予約権の割当て を受ける権利
- 4 次条に定める請求をする権利

第11条

(条文省略)

第12条(株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取 締役会の決議によって定め、これを公告する。

当会社の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>新株予約権原簿及び株券喪失登録 簿の作成並びに備置きその他の株主名簿<u></u>新株 予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務 は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社に おいては取扱わない。

第13条~第42条

(条文省略)

(新設)

第9条(単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第 166 条第1項の規定による請求 をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の 割当て及び募集新株予約権の割当てを受 ける権利
- 4 次条に定める請求をする権利

第10条

(現行どおり)

第11条(株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取 締役会の決議によって定め、これを公告する。

当会社の株主名簿<u>及び</u>新株予約権原簿の作成 並びに備置きその他の株主名簿<u>及び</u>新株予約権 原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に 委託し、当会社においては取扱わない。

第12条~第41条

(現行どおり)

附則

<u>第1条</u>

当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその 他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株 主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱 わない。

第2条

前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効と し、平成22年1月6日をもって前条及び本条を 削除するものとする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日平成 21 年 6 月 23 日 (火曜日)定款変更の効力発生日平成 21 年 6 月 23 日 (火曜日)

以 上